

リース料率は 実質金利より高い

多くの職場においてリースは広く利用されている。ただ、ほとんどは惰性でそうしているだけで、メリットとデメリットを十分に認識しているところは少ないに違いない。せいぜい「多額の購入資金が不要で、固定資産税や保険料もリース会社が負担してくれるので面倒くさない」といったところだろう。

とりわけリース利用が多いのがコピー機である。しかし、リースは購入に比べて、費用や税金面で本当に有利なのか……。

そこで、価格一〇〇万円のコピー機を、リース期間五年(六〇カ月)で利用する場合と、購入し五年間で減価償却をする場合を比較してみたい。

まずはリースのケースを見よう。リース料率を一・九%とすると、機械設備価格の一〇〇万円×一・九%で、月額リース料は一万九〇〇円。これを一二倍した年間リース料は二二万八〇〇円だ。つまり、五年間の費用合計は一一四万円である。だが、リース料率を実質金利

と誤解してはいけない。ちなみに、リース料率一・九%を年利率に換算すると五・二八%になる。決して安い金利とはいえない。つまりリース料とは、もともとのコピー機の価格に、リース会社のコストと利益が乗ったものなのだ。

→新リース会計

負債計上の義務化でメリットが薄まる



なぜコピー機をリースしている会社は「愚か」なのか

では、購入したらどうか。五年で減価償却を行うわけだが、二〇〇七年四月から減価償却制度が変わり、損金算入できる減価償却の限度額が購入価格の一〇〇%に引き上げられた。従来は九五%だったので、一〇〇万円のコピー機なら五万円多く経費として損金算入できるようになった。

具体的には、一年目は一〇〇万円の半分、その後も毎年半分ずつ償却して、五年間でほぼ一〇〇%償却できてしまう。これに固定資産税が約三万円かかり、借入金利がない場合は費用合計は一〇三万円あまりとなる。リースより一・一万円ほど安い。加えて重要なのが節税効果だ。購入だと早めの償却によって、節税効果も早めに享受できるの

である。例えば、五〇〇万円の利益が出ている中小企業なら、法人税の実効税率が三三・二%なので、一年目に減価償却費と固定資産税合わせて約五一万円が費用計上でき、およそ一六万円の節税となる。それだけ資金が効

率的につけてみた。
さらに、昨年四月一日から適用されている「新リース会計基準」がある。従来、リース取引は賃貸借処理が認められ、リース料は支払時点で経費処理できた。ところが、この改正で一定

●100万円のコピー機を5年間リースすると、109,471円も損をしている!

年数	リース料	減価償却費	固定資産税	費用計
1	228,000	500,000	11,410	511,410
2	228,000	250,000	7,770	257,770
3	228,000	125,000	5,292	130,292
4	228,000	62,500	3,604	66,104
5	228,000	62,499	2,454	64,953
計	1,140,000	999,999	30,530	1,030,529

109,471円の差!

※リースのケースは、リース料率1.900%で算出

規模以上の企業については、リース資産とリース負債の貸借対照表への両建て計算が義務づけられ、経理処理が複雑になつた。ただし、その基準の適用対象は、①金融商品取引法が適用される上場会社ならびにその子会社・関連会社、②資本金五億円以上または負債総額二〇〇億円以上の未上場会社である。一般の中小企業には、新基準の採用は強制されず、引き続き貸借処理も認められる。

リース利用に際して経営者に留意してもらいたいのは、リース契約は会社からすれば、借金をしているのと同じということだ。危ういことに中企業の社長たちは、おおむねこの感覚に乏しい。

だから万一、倒産でもしようものなら、銀行等からの借り入れに加えて、リース会社への未払残高がリース債務として残ってしまう。その意味でも私は、自己資金に余裕があればコピー機についてはリース契約より購入を勧める。

P